

## Ⅳ 基本方針

### Ⅳ－１．基本理念・基本目標

#### (1) 基本理念

本計画は、建築物の耐震改修の促進のための措置を講じ、建築物の地震に対する安全性の向上を図ることにより、南幌町において大規模地震が発生した場合の地震による住宅・建築物の倒壊などの被害から、住民の生命、身体及び財産を保護し、よって公共の福祉の確保に資することを目的とするものです。

また、耐震改修促進法に基づく国の方針、北海道計画を踏まえて策定される計画です。

そこで本計画は、南幌町総合計画の理念を住宅・建築物の耐震化促進の視点から推進する施策とし、その基本理念を以下のとおり定めます。

また、想定される地震については、本町の地盤特性を踏まえ、役場周辺で想定震度が最大となる地震（石狩低地東縁断層帯の地震）を想定し施策を講ずることとします。

“ 地震に強い住宅・建築物の確保による、  
緑豊かな田園文化のまちづくり ”

#### (2) 基本目標

本計画の理念の実現を目指すため、南幌町の耐震改修の特性、課題を踏まえ、施策推進の骨格となる基本目標を、以下のとおり定めます。

#### 基本目標１ 地震に強い住宅・建築物の確保

地震による住宅・建築物の倒壊や二次被害などから、住民の生命、身体及び財産を保護するため、住民の耐震改修に関する相談の場を設け、耐震改修や地震避難活動に対する情報などを提供し、地震に強い住宅・建築物の確保を目指します。

『（基本目標１）地震に強い住宅・建築物の確保』は、以下の基本施策により、その推進を図ります。

- (1) 耐震改修に関する相談・情報提供体制の整備
- (2) 耐震改修、耐震診断を促進する支援環境の整備
- (3) 耐震性能のある住宅・建築物を取得しやすい環境づくり

- (4) 地震時に通行を確保すべき道路沿道の耐震性の確保
- (5) 地震に強い市街地整備、安全対策の推進

## 基本目標2 耐震改修、地震防災に対する住民意識の向上

地震被害や住宅・建築物の耐震性能、耐震能力の向上について、住民の意識啓発を図り、耐震改修や地域防災に対する住民意識の向上を目指します。

『（基本目標2）耐震改修、地震防災に対する住民意識の向上』は、以下の基本施策により、その推進を図ります。

- (1) 地震情報の提供
- (2) 地震防災対策のための意識啓発
- (3) 住民団体との連携

## 基本目標3 耐震改修に係わる関連技術者の支援

耐震改修を促進するため、耐震に係る技術取得のための情報の提供や協力体制の充実を図り、耐震改修に係る専門技術者の人材育成やその基盤づくりを目指します。

『（基本目標3）耐震改修に係わる関連技術者の支援』は、以下の基本施策により、その推進を図ります。

- (1) 耐震改修工法のための技術取得の支援
- (2) 耐震改修を担う技術者の支援
- (3) 住宅リフォーム活動との連携

## 基本目標4 特定建築物の耐震化の推進

多数の者が利用する建築物（特定建築物1号）について、北海道など関係機関と連携を図り、関連法令に基づく耐震化の推進を目指します。

『（基本目標4）特定建築物の耐震化の推進』は、以下の基本施策により、その推進を図ります。

- (1) 特定建築物の所有者の意識啓発
- (2) 北海道や関係団体との連携
- (3) 町が管理する特定建築物の耐震化の推進

## Ⅳ－２．数値目標

国は、今後想定される東海地震及び東南海・南海地震などにおける死者数及び経済的被害を10年後に半減させるという減災目標を立てており、住宅・建築物の耐震化目標を、住宅、特定建築物の各々で9割とすることを目標としています。

北海道は、耐震促進改修法における都道府県計画となる北海道耐震改修促進計画（平成18年12月策定、目標年次平成27年度）において、北海道内の想定地震による住宅・建築物の被害を半減させることとし、住宅及び多数利用建築物の耐震化率を平成27年度までに少なくとも9割にすることを目標としています。

耐震改修促進法（第五条8）は、「市町村は、（国の定める）基本方針及び都道府県耐震改修促進計画を勘案し、・・・計画を定めるよう努めるものとする」と規定しており、南幌町が今後の石狩地震や石狩低地東縁断層帯（活断層）、直下型地震等が到来した場合、地震被害の危険性があるという実態を踏まえ、南幌町の住宅・建築物の耐震化目標は、国、道に準じ、各々90%以上を目標とします。

### 耐震化の目標

住 宅：90% 以上

多数利用建築物：90% 以上

(1) 住宅の目標

現在、本町には3,050戸の住宅（平成21年推計値）があり、耐震性のあると推計される住宅は2,526戸（82.8%）となっています。

本計画では、平成27年までに現在の住宅3,050戸の住宅を対象として耐震化を推進することとし、その9割に相当する戸数の耐震化を目指します。

表 住宅の耐震改修の現況と目標

単位：戸

区 分		現 況	目 標	摘 要		
		平成21年度	平成27年度			
住 宅	総戸数	3,050	3,050			
	昭和57年以降建設	2,278	2,320			
	昭和56年以前建設	耐震性あり	232	220		
		耐震改修済み	自発的な改修	16	15	
			施策による上積み	-	220	本計画の施策対象
		(計)	16	235		
		耐震性なし	524	275		
	(小計)	772	730			
再 掲	耐震性あり	2,526	2,775			
	耐震性なし	524	275			
	耐震化率	82.8%	91.0%			

図 住宅の耐震改修の目標

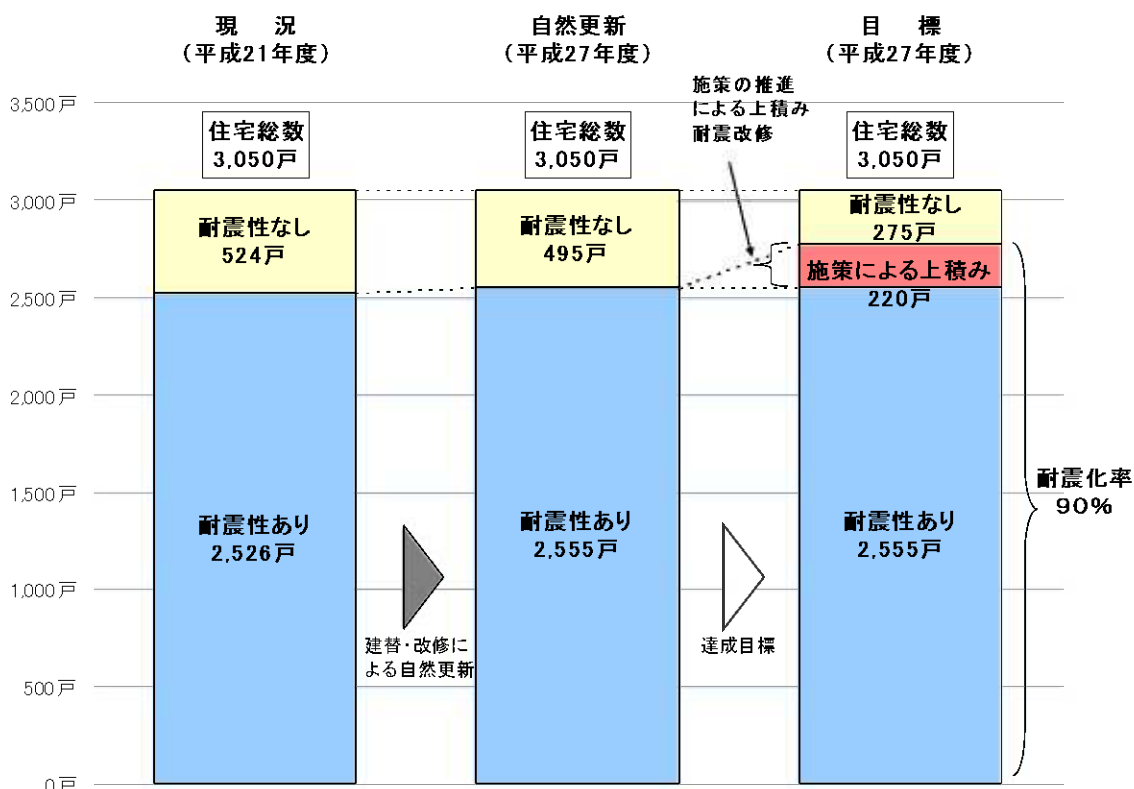


表 (参考) 住宅区分別の耐震改修の現況と目標

単位：戸

区 分		現 況	目 標	摘 要		
		平成21年度	平成27年度			
一 般 住 宅	総戸数	2,552	2,550			
	昭和57年以降建設	1,816	1,850			
	昭和56年以前建設	耐震性あり	221	210		
		耐震改修済み	自発的な改修	15	15	
			施策による上積み	-	220	本計画の施策対象
		(計)	15	235		
		耐震性なし	500	255	総戸数の10%と設定	
	(小計)	736	700			
共 同 住 宅	総戸数	498	500			
	昭和57年以降建設	462	470			
	昭和56年以前建設	耐震性あり	11	10		
		耐震改修済み	自発的な改修	1	0	
			施策による上積み	-	0	本計画の施策対象
		(計)	1	0		
		耐震性なし	24	20		
	(小計)	36	30			

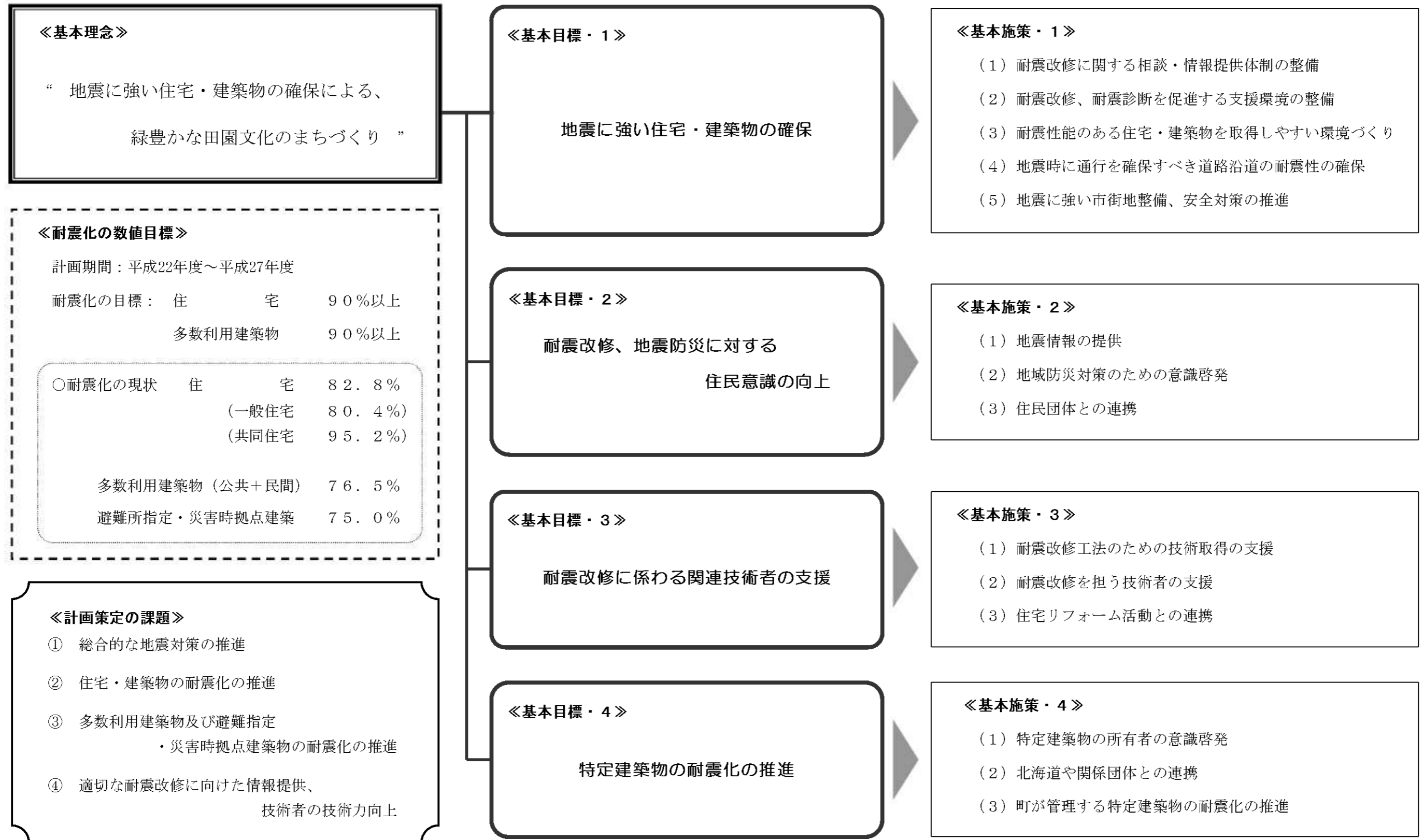
- ※ ① 現況：国勢調査、建築着工統計より推定  
 ② 総戸数：平成21年の想定住宅戸数  
 ③ 昭和57年以降建設戸数：国勢調査、建築着工統計より推定  
 昭和56年以前建設戸数：近年の実績より、平成21年以降、一般は34戸、共同は8戸と想定する  
 ④ 耐震性あり：昭和56年以前建設の住宅で、建設当初から現行基準の耐震性のある住宅  
 =昭和56年以前建設×30%  
 ⑤ 自発的な改修：自発的に耐震改修を行った住宅=(昭和56以前建設-耐震性あり住宅)×3%  
 ⑥ 施策対象：本計画において、新たに耐震改修工事を促進する住宅の戸数  
 ⑦ 耐震性なし：(一般住宅)計画期間で、耐震性能の確保ができない住宅の戸数、全体の10%  
 (共同住宅)56年以前住宅-耐震性あり-耐震改修済みとして想定

## (2) 多数利用建築物の目標

多数利用建築物は、公共施設14棟、民間施設3棟の合計17棟あり、そのうち耐震性が確認されていない建築物(第1号特定建築物)は4棟で、耐震化率は76.5%です。

平成27年度までにこれら4棟について耐震化もしくは耐震性の確認など、必要な対策を図ることとします。

IV-3. 施策の体系



## V. 施策の展開方針

### V-1. (基本目標1) 地震に強い住宅・建築物の確保

『(基本目標1) 地震に強い住宅・建築物の確保』は、以下の基本施策により、その推進を図ります。

#### (1) 耐震改修に関する相談・情報提供体制の整備

近年、少子高齢化の進行、核家族化などが進行し、住民の価値観、ライフスタイルや住宅に求めるニーズは多様化しています。一方、耐震偽装や悪質リフォーム、アスベスト問題など、住宅に係わる社会問題も生じています。

これらの住民の住宅に関する悩みや問題に対応するため、町では、産業建設課に住宅の耐震化に関する相談窓口を設置し、町民の住宅に関する相談を受ける体制をとります。

住民の住宅相談の窓口の一本化、情報提供の一元化を図るため、この相談窓口において、住宅の一般相談やリフォームに関する相談に加え、耐震診断、耐震改修の相談にも対応することとします。また、町のホームページを活用し、耐震改修に関する情報の提供を図ります。

一方、北海道では、建設部建築指導課、空知支庁建設指導課に耐震診断、耐震改修に係る耐震相談窓口を設置し、道民の耐震に関する相談に応じています。また、市町村職員などを対象に、公立学校施設の耐震化促進に関する助言、協力、研修会などを行う相談窓口を設置しています。

住宅の技術相談及び法律相談については、(財)北海道建築指導センターで専門家による相談、(社)北海道建築設計事務所協会による現地調査を含めた技術相談(有料)が行われています。また一般的な住宅情報の提供として、北海道が支援している「北の住まい情報プラザ」、「住まいのポータルサイトD○住まい」があります。

これら、北海道及び専門機関が行う相談・情報提供体制を紹介します。

#### ■主な施策

- ・耐震診断、耐震改修に関する相談窓口の設置(産業建設課都市施設グループ)
- ・広報、パンフレットによる耐震改修促進計画、特定建築物等の周知
- ・町のホームページに耐震診断に関する情報を提供(リンク集など)
- ・北海道及び専門機関が行う相談窓口の紹介  
(北海道建設部建築指導課、(財)北海道建築指導センター、  
(社)北海道建築設計事務所協会(有料))
- ・北海道「北の住まい情報プラザ」、「住まいのポータルサイトD○住まい」の紹介



## (2) 耐震改修、耐震診断を促進する支援環境の整備

住宅は個人の資産であり、耐震改修工事は、建物所有者の判断によって対応されるべきことです。一方、住宅は町民生活の基盤であり、地震災害時には倒壊など影響が大きいことから、耐震診断が必要かどうかの的確な情報の把握が耐震改修の普及にとって重要です。

耐震診断は、耐震改修を必要とするか否かを判断する重要な調査であり、耐震診断を実施することで、防災意識の向上や地震に対する不安解消が期待できます。

現在、北海道（空知支庁）は、建物所有者が保管している建築確認図書による「戸建て木造住宅を対象とした耐震診断（無料）」を実施しています。また町でも北海道と同じ方式で耐震診断（無料）を実施します。

また、耐震改修を行う場合には、その費用に係る公租公課を低減させる制度があります。この活用を推奨します。

### ■主な施策

- ・空知支庁及び南幌町による「戸建て木造住宅を対象とした耐震診断（無料）」の推進
- ・住宅所有者等に対する耐震診断費用の助成の検討
- ・住宅等耐震改修費用の助成の検討
- ・住宅耐震改修減税のための診断改修証明の発行（費用の助成を行うこととなった場合）

### 表 耐震改修税制

#### ○ 住宅に係る耐震改修促進税制

##### ■ [所得税減税]

個人が、平成18年4月1日から平成25年12月31日までの間に、一定の区域内※において、旧耐震基準（昭和56年5月31日以前の耐震基準）により建設された住宅の耐震改修工事を行った場合、当該耐震改修工事に要した費用の10%相当額（20万円を上限）を所得税額から控除する。

※ 住宅改修のための一定の事業を定めた以下の計画の区域

- ・「地域における多様な住宅需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法」の地域住宅計画
- ・「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の耐震改修促進計画
- ・「住宅耐震改修促進計画（地方公共団体が地域の安全を確保する見地から独自に定める計画）」

##### ■ [固定資産税]

旧耐震基準により建設された住宅について、一定の耐震改修工事を行った場合、当該住宅に係る固定資産税額（120㎡相当部分まで）を以下のとおり減額する。

- ① 平成18年から21年に工事を行った場合：3年間1/2に減額
- ② 平成22年から24年に工事を行った場合：2年間1/2に減額
- ③ 平成25年から27年に工事を行った場合：1年間1/2に減額

#### ○ 事業用建築物に係る耐震改修促進税制（所得税、法人税）

事業者が、平成18年4月1日から平成22年3月31日までに、耐震改修促進法第6条の特定建築物（事務所、百貨店、ホテル、賃貸住宅等の多数の者が利用する一定規模以上の建築物）について、同法の認定計画に基づく耐震改修を行った場合で、当該特定建築物につき耐震改修に係る所管行政庁の指示を受けていないものを対象として、耐震改修に要した費用の10%の特別償却ができる措置を講ずる。



### (3) 耐震性能のある住宅・建築物を取得しやすい環境づくり

宅地建物の取り引きをする際、取り引きの対象となる建築物について耐震診断結果がある場合、宅地建物取引業者が「重要事項説明」として説明することが義務づけられています。既存の住宅・建築物を売買する場合には、「重要事項」に耐震診断結果について記載があるかどうか確認することができます。

また、耐震性を満たす住宅は、住宅ローン減税等の税制特例における「築後経過年数要件」がありません。このような税法上の特例を活用して住宅ローンを組むことも重要です。

一方、北海道は住宅ローン減税の普及啓発に係る情報の住民や事業者への提供を行っており、町は、これら情報を紹介することにより、耐震性能を有する良質な住宅ストックの市場形成に努めます。

#### ■主な施策

- ・ 専門機関が行う「建物取引時における耐震性能の情報把握、説明」の紹介
- ・ 北海道が行う「講習会等を通じた減税等制度の普及啓発等」の紹介

### (4) 地震時に通行を確保すべき道路沿道の耐震性の確保

北海道は、地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、北海道緊急輸送道路ネットワーク計画に指定する道路を「地震時に通行を確保すべき道路」に指定しています。現在、町内には「特に重要な地震時に通行を確保すべき道路」の指定は無く、「地震時に通行を確保すべき道路」が2本指定されています。

「地震時に通行を確保すべき道路」沿道の建築物で一定の高さを持つものは、耐震改修促進法第6号第3号に規定する特定建築物として、耐震化の促進を図ることとしています。現在、町内には、耐震改修促進法第6号第3号に規定する特定建築物はありません。

地震時に通行を確保すべき道路の沿道については、今後とも地震時に通行を確保すべき道路の通行や輸送活動の妨げとなる建築物が生じないように、一層の耐震性能の向上を図るとともに輸送能力が妨げられないよう、沿道住民の意識啓発を図ります。

表 地震時に通行を確保すべき道路

特に重要な地震時に通行を確保すべき道路 ※1	町内には指定無し
地震時に通行を確保すべき道路 ※2	①国道337号 ②国道一南幌町役場間

※1：都道府県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路

※2：特に重要な地震時に通行を確保すべき道路と市町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、備蓄集積拠点、広域避難地等）を連絡する道路、及びその他の道路で、別途指定するもの

■主な施策

- ・地震時に通行を確保すべき道路沿道の特定建築物に対する指導の強化  
(所管行政庁(北海道))

図 南幌町の地震時に通行を確保すべき道路



(5) 地震に強い市街地整備、安全対策の推進

従来、住宅・建築物に起因する地震被害では、住宅・建築物の倒壊のほか、敷地の崩壊や非構造部材の落下などによる人的被害が多く発生しています。

住宅・建築物の耐震化とあわせて、ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス等の落下物対策、大規模空間の天井崩落対策、エレベーターの閉じ込め対策、家具の転倒防止対策など、地震時の総合的な建築物の安全対策を推進します。

また、地震に伴う住宅・建築物の被害の軽減や安全性の確保を図るため、市街地整備施策と連携し、道路、公園、上下水道、公共施設など、基盤整備の総合的な安全対策を推進します。

■主な事業

- ・建築確認申請時における天井崩落対策の確認(大規模建築物: 特定行政庁(北海道))
- ・窓ガラス等の落下物対策の実態調査及び所有者への指導
- ・広報誌やパンフレット等を活用した総合的な建築物の安全対策の周知

## V-2. (基本目標2) 耐震改修、地震防災に対する住民意識の向上

『(基本目標2) 耐震改修、地震防災に対する住民意識の啓発』は、以下の基本施策により、その推進を図ります。

### (1) 地震情報の提供

発生のおそれのある地震や被害の可能性など、地震情報を公表することにより、地震に対する注意喚起と防災意識の高揚を図ります。そのため、地震防災マップ（北海道作成：揺れやすさマップ）の公表を図ります。

さらに、建築物、人的、建物被害など危険度情報や避難所、避難経路を記載した総合的な地震防災情報の公表を図ります。

#### ■主な施策

- ・北海道作成「揺れやすさマップ」の公表
- ・北海道に対する「地震危険度マップ」アドバイザーの派遣要請
- ・南幌町地域防災計画関連資料の配布

### (2) 地震防災対策のための意識啓発

住宅・建築物の地震防災対策に関する所有者等への啓発、知識の普及を図るため、耐震診断や耐震改修などの必要性や効果、住宅リフォーム全般に関するポイントや手順などを周知することとします。

北海道が作成した各種パンフレットを、セミナー、イベントなどを通じて住民に配布するとともに、特定建築物所有者を対象とした説明会などで配布するなど、建築物の耐震化について周知を図ります。

住宅・建築物の耐震診断や耐震改修の必要性や効果についての知識の普及を図るため、建築関係団体等と連携し、住民向けにリフォームセミナー等の開催を検討します。

リフォーム工事や増改築は、耐震性能の向上を図る好機となることから、これらの工事とあわせて耐震化工事が行われるよう、所有者等に対するフォームセミナー等の受講を促進します。

特に、地震及び防災に関心の高い住民を確実に増やすため、総合学習の時間を活用した子どもに対する防災教育の導入を検討します。

### ■主な施策

- ・リーフレット等を活用した所有者等への普及・指導の強化
- ・パンフレット等普及啓発ツールの配布  
「安心・快適リフォームのススメ！（平成17年北海道建設部建築指導課）」  
「誰でもできるわが家の耐震診断（平成16年財団法人日本建築防災協会）」  
「戸建て住宅の耐震診断・耐震改修のすすめ（平成18年北海道建設部建築指導課）」
- ・一般向けリフォームセミナー等の紹介  
開催者：北海道建築指導課、(財)北海道建築指導センター、(社)北海道建築士会、  
(社)北海道建築設計事務所協会、(社)北海道マンション管理組合連合会、など
- ・子どもを対象とした防災教育の導入の検討

### (3) 住民団体との連携

地震防災対策は、地域におけるきめ細かい取り組みが重要です。町内会等は災害時対応において重要な役割を果たしており、平時においても地域における地震時の危険箇所の点検や住宅・建築物の耐震化のための啓発活動を行うことが期待されます。

また、災害時に、自力では避難の困難な高齢者、障がい者、子ども、妊娠している方や転居して新しい方の把握や日頃からの助け合い、連絡体制づくりも重要です。

さらに、地域に根ざした町内会や地域活動の専門家、NPOとの連携など幅広い取り組みが必要です。

町は、このような地域単位の取り組みを支援するものとし、地震防災情報の提供や町内会の要望に応じた説明会、相談会などの開催を図ります。

### ■主な施策

- ・普及啓発ツールの住民等への配布
- ・町内会活動との連携
- ・普及啓発ツールの作成や情報提供に対する北海道の支援要請

### V-3. (基本目標3) 耐震改修に係わる関連技術者の支援

『(基本目標3) 耐震改修に係わる関連技術者の支援』は、以下の基本施策により、その推進を図ります。

#### (1) 耐震改修工法のための技術取得の支援

耐震改修工事の実施に際し、耐震改修工事を単独で検討するだけでなく、断熱性能の向上や増改築工事とあわせて行うことが、効率的です。また、既存ストック重視の住宅政策を推進していくためには、耐震性能の向上をはじめとしたバリアフリー性や省エネルギー性など住宅性能の向上が求められます。

一方、近年、町内において新築住宅の着工件数が減少していることから、リフォーム工事への進出を検討している事業者は増加していると考えられます。

このような状況のなか、建築技術者や事業者は、所有者等との信頼関係を構築したリフォーム産業の形成を図ることが求められています。

また、リフォームの際に美観や利便性などに着目するだけでなく、人命に直接影響する安全性を重視し、断熱性能の向上や増改築工事の機会を通じて、安全性を高めるためのリフォームの可能性を検討することも重要です。特に、美観や利便性などを追求するリフォームにより耐震壁を撤去するなど、安全性を損なうことがないように十分な配慮が必要です。

このため、建築技術者や事業者に対し、北海道が作成している手引きの紹介や講習会の情報提供を図ります。

#### ■主な施策

- ・北海道（北方建築総合研究所）「耐震診断・耐震改修工法及び住宅・建築物の地震防災対策に関する研究開発情報」の紹介
- ・北海道「性能向上リフォーム講習会」、「性能向上リフォーム手引き」の紹介

#### (2) 耐震改修を担う技術者の支援

耐震改修工事は、建物構造、建築工法や地震について技術的知見を有する建築士等の専門家が行った耐震診断結果に基づいて実施することが重要です。このことから、地元はもとより広く道内で住宅・建築物の耐震化に十分な技術・知識をもつ専門家の活用を図ることとします。

そこで町では、北海道や地域の建築関係団体と連携し、技術習得と人材育成を目指し、専門家のための講習会の受講を促進します。

具体的には空知管内在住の建築技術者と連携し、先進地視察、札幌市、千歳市などの防災センター見学などについて、行政、地域住民、専門家などが共同で体験学習を行うことで、



地域住民の意識を踏まえた専門家の育成と意識啓発、活動支援を図ります。

北海道では、耐震診断、改修等講習会を受講した建築士等専門家について名簿などを公表しています。町でもこれらと連携を図り、町内の講習会受講者の増加と専門家の確保を図ります。

### ■主な施策

- ・耐震診断・改修技術講習会の紹介（関連情報の紹介）
- ・行政、地域住民、専門技術者による共同の体験学習、先進地視察の検討
- ・北海道「講習会受講技術者名簿の閲覧（北海道ホームページ）」の紹介

### （3）住宅リフォーム活動との連携

昨今、訪問販売などによる住宅リフォーム工事契約に伴う消費者被害が生じ、社会問題となっています。

北海道は、消費者被害を防止し、安心してリフォームを実施できるような環境の整備を図る方策として、行政、建築関係団体、消費者団体による「北海道住宅リフォーム推進協議会（以下、「協議会」という）を設置しています。

町では、北海道、協議会、「（財）住宅リフォーム・紛争処理支援センター」と連携し、相談窓口での情報提供等、適切なリフォームの推進を図ることにより、専門技術者の活動支援を図ります。

### ■主な施策

- ・北海道リフォーム推進協議会「各種消費者保護サービス」の紹介

#### V-4. (基本目標4) 特定建築物の耐震化の推進

『(基本目標4) 特定建築物の耐震化の推進』は、以下の基本施策により、その推進を図ります。

##### (1) 特定建築物の所有者の意識啓発

耐震改修促進法に基づき、所管行政庁（本町の場合は北海道）は、特定建築物所有者に対し、指導・助言、指示などを行うこととしています。

特定建築物の所有者（＝南幌町、民間）が必要な対策を取らなかった場合には、建築基準法に基づき、耐震改修促進法に基づく所管行政庁（本町の場合は北海道）は、勧告または命令\*を行うことができるとされています。

町には、公共4施設（第1号）、民間5施設（第2号）の特定建築物があり、民間の建築物の所有者に対して耐震診断・耐震改修について普及・啓発を行うとともに、緊急性や必要性に応じ指導・助言を行うよう努めます。

耐震化の推進状況について、情報の公表を図るなど、北海道と連携し、必要に応じた対応を図ることとします。

##### ■主な施策

- ・ 公共建築物の耐震化の状況の公表
- ・ 北海道「耐震改修促進法に基づく特定建築物の所有者に対する指導」との連携
- ・ 北海道「建築基準法に基づく特定建築物の所有者に対する勧告又は命令」との連携

表 耐震改修促進法に基づく指導等（特定行政庁：南幌町の場合は北海道）

対 象	<p>■指導・助言対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幼稚園・保育所：2階・500㎡以上</li> <li>・ 小・中学校：2階・1000㎡以上</li> <li>・ 老人ホーム等：2階・1000㎡以上</li> <li>・ 一般体育館：1000㎡以上（階数要件なし）</li> <li>・ その他の多数利用の建築物：3階・1000㎡以上（現行どおり）</li> <li>・ 道路閉鎖させる住宅・建築物</li> <li>・ 危険物を取り扱う建築物</li> </ul> <p>■指示・立ち入り対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般体育館：2000㎡以上（階数要件なし）</li> <li>・ その他の多数利用の建築物：3階・2000㎡以上</li> <li>・ 幼稚園・保育所：2階・750㎡以上</li> <li>・ 小・中学校：2階・1500㎡以上</li> <li>・ 老人ホーム等：2階・2000㎡以上</li> <li>・ 危険物を取り扱う建築物：500㎡以上</li> </ul>
-----	--



実施内容	(1) 特定建築物台帳の整備 (2) 指導・助言 特定建築物所有者に、耐震化を促すリーフレット、パンフレットを送付予定 (3) 指示・報告徴収または立ち入り検査
公表	特定建築物の所有者が正当な理由がなく指示に従わない場合、必要に応じて北海道のホームページに公表する。

**\* 建築基準法による勧告または命令：**

構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については、建築基準法第10条第3項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第1項の規定に基づく勧告や同条第2項の規定に基づく命令を行うことができる、とされています。

**(2) 北海道や関係団体との連携**

北海道耐震改修促進計画では、住宅・建築物の耐震化をはじめとした災害予防対策と被災建築物の応急危険度判定の実施体制の整備を一体的に行う組織体制のあり方を検討し、道内の建築物等の総合的な地震対策を推進する場として、「全道建築物等地震対策推進協議会（事務局、北海道建設部建築指導課）」を設置し、検討を図っています。

本町においても、同協議会と連携とり、北海道、各市町村、各団体が一体となった情報交換と建築物等の耐震化を推進します。

**■主な施策**

- ・「全道建築物等地震対策推進協議会（事務局、北海道建設部建築指導課）」と連携した各種施策の推進

**(3) 町が管理する特定建築物の耐震化の推進**

町が所有する特定建築物（第1号）については、順次、耐震診断を検討します。

その結果を踏まえ、施設の老朽度や地震発生の動向を見極めつつ、計画的に耐震改修工事を検討することとします。

また、規模、階数などから特定建築物に指定されていない、昭和56年以前建築の公共建築物については、建物の状態に応じ、耐震診断等、必要な調査、判定を行い、地域の利用実態、地域住民の要望の方向を踏まえつつ、適切な対応を図るものとします。

**■主な施策**

- ・町が管理する特定建築物（第1号）の耐震診断、及び耐震改修の実施の検討

## VI 重点的に取り組む施策

耐震改修に取り組むにあたっては、住宅・建築物の耐震性の確保を目指すとともに、総合的なまちづくりの一貫として総合効果の期待できる施策を重点的に推進します。

### ① 民間住宅における高齢化施策との連携

今後も増大する高齢者が住みなれた住宅、地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、住宅のバリアフリー化と耐震改修を一体の施策として推進します。

具体的には、戸建て住宅を対象に、バリアフリー、雪や寒さに強い住宅、地震に強い住宅を一体的に推進する相談窓口の設置と、広報などでの周知、住民向けパンフレットの作成と活用を図ります。

### ② 小・中学校の耐震性の確保

既存の小・中学校施設で耐震性の確保を図る必要のあるものについては、耐震対策が速やかに図られるよう、検討します。

### ③ 災害対策の基本となる拠点施設の耐震性の確認

役場庁舎については、災害時の対策本部機能を有することから、耐震性の確認、及び必要な対策の導入を検討します。